

尼崎市監査公表第10号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年11月7日

尼崎市監査委員 村上卓史

同 古澤裕子

同 東浦小夜子

同 辻信行

## 措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた局又は団体	教育委員会事務局
3 監査結果報告日	令和2年3月24日
4 措置通知日	令和7年9月30日
5 監査結果の内容	<p><u>地区体育館における自主事業への指定管理料の充当について</u></p> <p>地区体育館で実施する事業のうち、健康づくり教室及びスポーツプラザは、平成30年度より、市が指定管理者に委託する指定管理事業から指定管理者が利用者の立場で行う自主事業に位置づけを変更している。これは、平成28年度財務（定期）監査指摘（※）を受けて、施設所管組織が整理したものであるが、本来は指定管理事業と位置付けるべき事業について、健康づくり教室に係る受講料を指定管理者が収納する方法を継続するためだけに、現行の受講料では採算がとれないことを理解していながら、指定管理者に自主事業としての実施を要求し、不足額を指定管理料で補てんしている。</p> <p>※ 市の歳入である健康づくり教室の受講料を指定管理者に徴収させていたことが、私人への徴収事務の委託を定めた地方自治法施行令第158条の規定に抵触するというもの。</p> <p>また、指定管理者において、指定管理事業と自主事業は区分して経理が行われるべきところ、地区体育館事業の中で経理区分がされていないことを含め、施設所管組織では、指定管理料の実態把握を全く行っておらず、当然ながら、適正な指定管理料が積算されていない。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p> <p>＜措置を求める事項＞</p> <p>実態は指定管理事業のまま、形だけ自主事業とし、指定管理料を充当するといった誤った運用を改め、指定管理事業・自主事業の再構築、さらに、区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用とすること。</p>
6 措置の内容	<p>健康づくり教室及びスポーツプラザ事業は、スポーツの普及、振興及び市民の健康増進を図る事業であり、本来、市が実施する事業であることから、令和7年度より指定管理者が実施する自主事業から市が指定管理者に実施を求める指定管理事業に改めたことにより、区分経理も適切となった。</p> <p>また、受講料については、地方自治法の改正により、令和6年度から指定公金事務取扱者が歳入等（一部を除く）で市長が定めるものの収納事務を行えることとなったことから、令和7年度より指定管理者を指定公金取扱者と指定し受講料の収納を委託した。なお、公金の取扱いに関しては、事務処理フローを作成し適切な事務に努めている。</p>

＜記載要領＞

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	特定非営利活動法人子どものみらい尼崎
2 措置を講じた局又は団体	こども青少年局
3 監査結果報告日	令和7年3月21日
4 措置通知日	令和7年10月15日
5 監査結果の内容	<p><u>すこやかプラザの指定管理に係る協定書等について</u></p> <p>尼崎市立すこやかプラザの管理に関する基本協定書の記載事項等において、以下の不備が見られた。</p> <p>(1) 協定書の記載事項の不備</p> <p>基本協定書や年度協定書を作成する際は、制度所管組織が策定している指針（令和4年度からはガイドライン）及び基本協定書の例示（以下「ひな型」という。）を参照する必要があるが、尼崎市立すこやかプラザの管理に関する基本協定書は、それらを参照せずに作成されていたことから複数の重要な条文が記載されていなかった。その後の修正も施設所管組織は気付いた不備のみの対応にとどまり、不適正な状態が続いていた。</p> <p>(2) 提出書類の不備</p> <p>事業報告書の受理の遅れや必要書類の受理漏れなど、指定管理者から提出を受ける書類の事務手続に不備があった。</p> <p style="text-align: right;">(こども福祉課)</p> <p>＜措置を求める事項＞</p> <p>基本協定書の不備が限定的な対応にとどまっていたことについては、全ての不備を是正する機会があったにもかかわらず、指針及びひな型を参照していないという根本的な原因を追究していなかったため、組織内でひな型とかい離がある状況を把握・共有できていなかったことによるものである。</p> <p>施設所管組織は協定書等の不備については速やかに是正するとともに、今後、同様の問題が生じないよう、施設の管理責任は市にあるということを改めて認識した上で、当事者意識を欠くことなく責任をもって事務を行うこと。</p>

## 6 措置の内容

### (1) 協定書の記載事項の不備

尼崎市立すこやかプラザの管理に関する基本協定書に関する記載事項の不備については、指定管理者の同意を得た上で令和7年4月1日に制度所管組織が示す基本協定書の例示のとおり改めた。

また、今回不備が生じた原因是、指定管理者制度の事務手続きに関する理解不足であった。このため、協定書等の改訂も含め、指定管理者制度に関して常に最新の情報等を入手・共有し理解を深めるとともに、基本協定書の締結時には最新のひな型を使用する旨を決裁に記載することとした。

### (2) 提出書類の不備

基本協定書、仕様書、特記事項及び特約等で規定する提出書類をまとめたチェックシートを作成し、市・指定管理者ともに内容確認を行った上で令和7年度から運用を開始した。

なお、今後、協定書等の改訂により、新たに加除・修正された項目が生じた場合は、その内容を確認し、必要に応じてチェックシートに反映し誤りのない事務を行っていく。

#### <記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）